

則第6項中「35年を超え38年以下」を「36年」に改め、附則第7項中「こえる」を「超える」に、「第5条の2及び第6条」を「及び第5条の2」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から、第3条の規定は平成16年4月1日から、附則第4項の規定は平成17年1月1日から施行する。
- 2 平成16年1月1日から平成16年12月31日までの間における第2条の規定による改正後の熊本県職員等退職手当支給条例附則第29項の規定の適用については、同項中「額は」とあるのは「額は、第6条の規定にかかわらず」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」とする。
- 3 平成16年1月1日から平成16年12月31日までの間における第4条の規定による改正後の熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第5項（同条例附則第6項又は第7項において例による場合を含む。）及び同条例附則第6項の規定の適用については、同条例附則第5項中「第5条の2まで及び」とあるのは「第5条の2まで及び第6条並びに」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」と、同条例附則第6項中「36年」とあるのは「35年を超え37年以下」と、同条例附則第7項中「及び第5条の2」とあるのは「第5条の2及び第6条」とする。
- 4 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で熊本県職員等退職手当支給条例第4条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第29条の規定の例により計算して得られる額とする。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第68号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「第15条第1項」を「第26条第1項」に、同項第9号から第42号までの規定中「第21条第1項」を「第52条第1項」に改め、同項第203号の次に次の3号を加える。

(203)の2 建築基準法第67条の2第3項第1号又は第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の最低限度の適用除外に係る建築物の建築の許可の申請に対する審査
特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積の最低限度の適用除外に係る許可申請手数料 160,000円

(203)の3 建築基準法第67条の2第5項第1号又は第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置の制限の適用除外に係る建築物の建築の許可の申請に対する審査
特定防災街区整備地区内における建築物の壁面の位置の制限の適用除外に係る許可申請手数料 160,000円

(203)の4 建築基準法第67条の2第9項第1号又は第2号の規定に基づく建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度及び建築物の高さの最低限度の適用除外に係る建築物の建築の許可の申請に対する審査
特定防災街区整備地区内における建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度及び建築物の高さの最低限度の適用除外に係る許可申請手数料 160,000円

第2条第1項第592号及び第593号中「43,000円」を「150,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第592号及び第593号の改正規定は平成16年1月1日から、第2条第1項第8号から第42号までの改正規定は食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）附則第1条第3号の政令で定める日から施行する。
- 2 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項第194号の次に次のように加える。

194の2 建築基準法第67条の2第3項第1号又は第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の最低限度の適用除外に係る許可申請手数料

194の3 建築基準法第67条の2第5項第1号又は第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置の制限の適用除外に係る許可申請手数料

194の4 建築基準法第67条の2第9項第1号又は第2号の規定に基づく建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度及び建築物の高さの最低限度の適用除外に係る許可申請手数料

記号式投票に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年12月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第69号

記号式投票に関する条例の一部を改正する条例

記号式投票に関する条例（昭和39年熊本県条例第72号）の一部を次のように改正する。